

開会（9：55）

○村松幸昌委員長 皆様、お疲れさまです。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で3件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、防災部、学校福祉部の順で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

最初に、防災部所管の議案の審査を行います。

議第47号「水槽付き消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

議案書は31ページ、参考資料は34ページからです。

それでは、議第47号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木浩己委員 それでは、お伺いさせていただきたいと思います。

今回、17分団の消防ポンプ自動車の更新ということで伺っておりますが、今までの旧車両の使用年数ですとか、あとは走行距離をお教えいただきたいと思います。

○八木隆之防災部次長 古いほうの車両ですけれども、使用年数が16年で、走行距離ですけれども約1万1,000キロであります。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

1万1,000キロというのは結構、素人的に考えるとまだまだ乗れるじゃんという、そんな感じにいるんですけども、16年もたってくるとやはり、車体そのものよりも消化の機能のほうが劣るのかなというふうにも思えるんですけども、旧車両というのはあれですか、水槽付きのポンプ自動車だったのかどうか、それも伺っておきたいと思います。

○八木隆之防災部次長 古いほうの車両ですけれども、水槽付きの車両で、0.6トンのお水でございました。非常用の車両で、走行距離は確かに多くはないんですけども、消防活動のときの訓練だとか活動時の実際の活動だとか、長時間アイドリングをしまして、エンジンがかなり摩耗しているという状況でございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 ありがとうございます。

過去にも結構、令和4年度以外は毎年ぐらいつつと、15、16、18、今回17分団ということで更新をしてきているんですけども、水槽付き消防ポンプ自動車、これの配備の今、状況というか、それをお教えいただきたいと思います。

○八木隆之防災部次長 水槽付きの車両ですけれども、これは大井川に3つ分団がありまして、その3つの分団が水槽付きの自動車を配備をしまして、ほかの旧の焼津のほ

うですけれども、そちらは水槽つきがないポンプ車になっています。

以上です。

○鈴木浩己委員 水槽つきというと結構、道路が狭隘な部分に入っていって、常備消防の車両が入ってくるまでの間、つなぎで結構、初期消火ができるような感じなのかなということで、前に水槽つき消防ポンプ自動車に換える理由みたいなものの中に入っていたかなというふうに思うんですけれども、こういった車両の更新計画というのは、もうあらかじめできているものですか、どうですか伺います。

○八木隆之防災部次長 旧の焼津の市街地のほうは、比較的消火栓が多いということで、町なかだということもありまして、コンパクトな車両ということで水槽のない車両をあえて使っておりますということと、今後の車両の関係なんですけれども、どこも大体年数がだんだん、15年以上たってくるということになるものですから、毎年古いのは更新をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。ぜひ適切に更新をまたお願いしたいと思います。

それで、例えば今回の令和6年度で、去年、それから令和3年度と水槽つき消防ポンプ自動車の更新を行っておりますけれども、令和2年は消防ポンプ自動車ということで、水槽つきではないのに更新したかなというふうに思われるんですけれども、結構、値段がえらく違うかなというように思うんです。

令和2年の普通の消防ポンプ自動車の場合、1,859万円で落札していました。令和3年から水槽つきになっているんですけれども、令和3年の水槽つきは3,520万円、それから令和5年は4,020万5,000円で、今回は3,883万円というふうに倍以上高いわけですよ。それでも、やはりあれですか、水槽つきのほうが初期消火活動に効果があるということで、大井川の3つの分団についてはこういう更新をされたという、そういう解釈でよろしいかどうか伺いいたします。

○八木隆之防災部次長 大井川のほうの分団なんですけど、水槽つきのポンプ自動車と水槽のないポンプ自動車とそれぞれ持っております……。

○鈴木浩己委員 2台。

○八木隆之防災部次長 はい。大井川のほうは、あと計2……。可搬ポンプがついた車と3台それぞれありまして、大井川のほうが分団は全部で3つで、焼津のほうが全部で15分団がありまして、面積に対して分団が少ないものですから、そういった配備になっているという状況です。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それこそ消防団員の加入促進とかということで、今回、増額補正もされているぐらいですから、ぜひ消防団の皆さんも、団員の確保とかもぜひ、精力的に行っていただいておりますけれども、さらに促進をしていただきますようによろしく願いいたします。

以上、終わります。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○村田正春委員 関連していいですか。

前にもちょっと聞いたのかな、もう古くなって、消防自動車、モンゴルのほうにとい

うことをちょっと聞いたんですが、今回の物も、そういう形で再利用というものを考えていらっしゃるんですかね。

○八木隆之防災部次長 今回の車両については廃車ということで考えておりまして、もともと入札のときに、旧の古い車両を廃車処分ということで入札させてもらっているものがございます。

以上です。

○村松幸昌委員長 いいですか。

○原崎洋一委員 ポンプ車の入札に参加した業者は何者あったのか。その業者に対して、これ、消防車に限りませんけれども、点検の関係で、あまり遠い企業だと、会社だと点検に日数がかかるとかいう問題もあったので、そういうところもちゃんと考慮しているのか、その辺をちょっと教えてください。

○八木隆之防災部次長 入札に当たりましては、参考資料の36ページに記載がございますが、11者を指名しておりまして、そのうちの8者が札を入れたという状況でございます。この業者ですけれども、指名した業者なんです、消防ポンプ車ですのでメンテ対応が必要になりますので、早急に対応が可能な業者ということで、県内の全ての業者を指名してございます。

以上です。

○原崎洋一委員 最終的に日消機械工業さんが入札したということですが、ここにはポンプの点検とかメンテができるような、そういう設備というか、専門の方は常備されているんですか。

○八木隆之防災部次長 ポンプの点検等を整備できる整備員ですけれども、この会社にはいるということでございます。

○原崎洋一委員 それからもう一つですけれども、今、これ、水槽つきということで、水を積んでいるのかなというふうに想像するんですが、最近、場所によっては、会社によっては、水じゃなくて化学放水車というか、何か泡を使って早く火を消せるというような方法もあるというふうに聞いていましたけれども、大井川港には油を扱っている企業とか、そういったちょっと化学薬品を使うようなところも何か所があるんじゃないかなと思うんですが、その辺を考慮して最終的に水槽つきにしたのか、泡も使えますよということなのか、その辺をちょっと説明をお願いします。

○八木隆之防災部次長 泡の出る車両なんですけれども、消防団のほうは基本、水だけの水槽の車両ということで、泡の車両なんですけど、それは志太消防のほうで持っていますので、そちらで対応しております。

○原崎洋一委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第47号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第47号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、議第48号「携帯型 I P 無線等（地域防災無線）の取得について」を議題といたします。

議案書は32ページ、参考資料は37ページからとなります。

それでは、議第48号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○増井好典委員 I P 無線の切替えということで、無線機、結構長い期間使われたというふうに記憶はしております。全部で192台という買換えなんですけど、この192台の行き先はどういう形になっていらっしゃるのでしょうか。

○八木隆之防災部次長 192台の配置先ですけれども、市の施設のほか、国だとか県の公的機関、それから福祉避難所になります協定をしている施設、それから市内の医療機関だとか、食料品だとか生活物資などを取り扱っている業者、それからライフラインの關係の機関に配備をすることで予定しております。

○増井好典委員 じゃ、従来行き渡っている先には、とにかく切り替えて更新でいくといった解釈でよろしいでしょうね。

○八木隆之防災部次長 はい。

○増井好典委員 I P 無線であまりふだん使うのは好ましくないんでしょうけれども、本当にもし万が一の場合に、例えば電源が落ちちゃったとか大きな地震なんかが起きた場合は、もう何週間も電源が落ちちゃうといったことも当然あって、そこで無線機が使えないとかそういった部分があるかと思うんですね。そういった部分でも、今回の新しい切替えの機材ではちゃんと使用もできる、また、そういった違う方法のチャンネルもちゃんと選択できるというふうになっているのでしょうか。

○八木隆之防災部次長 電源のほうの關係なんですけれども、協定等を結んでおりますので、そちらで電源を供給できるかなということと、あと、個体自体で、トランシーバー2台が大体20時間程度は電源がもちますので、それで電源を確保するということと、それから、無線の種類なんですけれども、今回使う無線なんですけど、I P 無線という携帯電話の周波数を使うものと、あと、従来から使っているデジタル簡易無線といって、消防防災センターにアンテナがありまして、そこから発信する自営の無線と、その2種類がありますので、携帯電話のほうの、民間のほうが例えば何かで不通になったとしても、自営のほうがありますので、それぞれで対応できるというもので考えております。

以上です。

○増井好典委員 分かりました。ありがとうございます。

結構高い物なので、耐用年数もそれなりに見込んでいらっしゃると思います。ラジオなんかと一緒に、無線ってちょっと小さい部品が製造がなくなっちゃうと、もうどうしようもないですよ。使えないというのが、実際の無線の業界の情報でいただいている部分もありますので、東北の震災のときに、無線が結局、そういった形で使える無線を置いておいたにもかかわらず、要は用を足さなかったというのが、ちらっと消防關係の

方から聞いていたものですから、いろんな I P の部分でも使える、あるいは市の独自のデジタルの部分でも使えるといった部分は非常にいいかなと思いますので、ぜひとも機材の適正な使い方といったものを、購入の予算外になるかもしれないですけど、その辺も徹底的に、持っている方に教えていただくといったことをぜひやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○原崎洋一委員 I P 無線も使えるということなんですけれども、ネット回線が全く使えなくなった場合には通常のいわゆるトランシーバーとして使えると思うんですが、これは使用する周波数帯でどのぐらいまで届くかというのは違うと思うんですが、今回、これを導入する能力としては、道原の消防署を基地局にした場合に、じゃ、どこまで単独で交信ができるんでしょうか。教えてください。

○八木隆之防災部次長 I P 無線のほうなんですけれども、これは携帯電話と一緒なものですから、市内でなくても県外でもつながるというもので、デジタル簡易無線のほうなんです、これは市内全域を一応、全規模カバーするというような範囲で考えております。

以上です。

○原崎洋一委員 それからあとは、通話内容にセキュリティーがかけられるようになっていると思うんですけれども、これは今まで使っていた地域防災無線についてもセキュリティーがかかるようになってはいるんですが、この辺の使いやすさというのは前と同じなのか、それとも、私が使っていた当時というのは、やはり一人一人に説明してあげないとなかなか、セキュリティーが勝手にかかっていて実際には交信できなかったという人もたくさんいて、これ、本当に使えるのなんていう話もあったんですけれども、これを導入するときには、その辺のことまで考慮しているんでしょうか、教えてください。

○八木隆之防災部次長 通信のほうなんです、ほかの者に傍受できないようにセキュリティーはかけるというものになっております。

○原崎洋一委員 続けて、よそには傍受できないけれども、本当に相手に通信したいというときに、セキュリティーが邪魔して通信できないということがあったんですね。その辺については、どのように考えていますでしょうか。

○八木隆之防災部次長 使う側なんですけれども、スイッチを押すだけで自動的にそういったセキュリティーがかかりますので、特に負担がないというようなものです。

○原崎洋一委員 実際には、そういう問題を越えて、かなり使い方が、設定をきちんとしていないと、メーカーが考えている設定と、それから防災局が考えている設定、または地域の町内会、自主防災会が考えている設定、なかなか考え方が違うので、その辺を聞きたかったんですが、また個別にお願いに参ります。

○村松幸昌委員長 それじゃ、当局の皆さん、委員が個別で問合せするかもしれませんが、そのときには懇切丁寧にお願いをします。

ほかにありますか。

○鈴木まゆみ委員 携帯型という、どうしても耐用年数が短いイメージがあるんですけれども、その辺はどれぐらいあるんでしょうか、耐用年数。

○八木隆之防災部次長 本部のほうにもパソコン的な機械も置くものですから、どうして

も更新していく関係もあるもので、大体10年から15年が目安かなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木まゆみ委員 承知しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎副委員長 私も、I Pというのはなかなか苦手なほうなもので分らないんですけど、今まで使っていた無線というのがもう利用できなくなったからということじゃなくて、今まで使っていたのもあるけれど、それプラス、これはということだと私は解釈しておるんですけど、今年の2月に大井川中学校で行われた訓練のときに、全然無線がつながらなかったんですよ。というのは、何かそういうセキュリティーがかかっちゃったか分からないけど、結局、携帯電話で連絡を取っていたというのを聞いたんですけど、今の使っている無線機そのものが、何か問題があるというところは確認はされていますか。

○八木隆之防災部次長 今回の無線機自体も、もう修理の部品がないということになっていているものですから、古くなって更新するというので、今の古いのは完全に処分するというので考えています。

今度の無線機なんですけど、そういった通信ができなくなないように、携帯電話みたいな電波を使うI P無線というスタイルの物と、あと、従前のデジタル簡易無線という物なんですけれども、アンテナを市内に増設させてもらいまして、それでより確実に通信がつながるように考えております。

以上です。

○杉田源太郎副委員長 I P無線の携帯型というのは、今回の能登半島のボランティアに私の友人なんかが行っているんですけど、そんなところでやはり携帯型を提示されて、それで何人かでグループで行くんですけど、そのグループの人がみんなそれを持っているけど、司令部のほうから発信した物をみんな一斉に聞くことができる、ここに返事をすると全員にまたそれが分かるように、グループみたいな形での通信ができるというのは聞いたんですけど、そういうような使い方ができるということでもいいですか。

○八木隆之防災部次長 無線機自体も、使用するグループ分けが可能ですので、例えば医療班だとか何とか班だとか、そういうグループごとに通信ができるようなものでございます。

○杉田源太郎副委員長 了解です。

○鈴木浩己委員 今回、192台の更新なんですけれども、地域防災計画を見ると、そもそもこれ、「ぼうさいやいづ」という、そういう無線なんですかね、今回更新するやつ。

○八木隆之防災部次長 今回、更新するものなんですけれども、「ぼうさいやいづ」というものです。ほかに、無線のものが大きく分けて全部で3つあるんですけど、同報無線のタイプのものと、「ぼうさいやいづ」と、あとそれではないもう一つの無線というようなものになります。

以上です。

○鈴木浩己委員 地域防災計画を見ると、「ぼうさいやいづ」は全部で214台あるやに、これでは一覧表には出ていますけれども、192台になったという理由は何でしょう

か。教えてください。

○八木隆之防災部次長 今、214全部載っているんですけども、それをもう一遍見直しをさせてもらって、192ということで考えております。具体的に車載に積んでいるやつだとか、ファクスが入っているようなものもあるものですから、そういったのも全部含めて192にするというものです。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。じゃ、地域防災計画のこの部分も、また更新みたいなそんな感じになるんですね。承知しました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第48号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第48号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、次に、学校福祉部所管の議案の審査を行います。

議第43号「焼津市教育支援センター条例の制定について」を議題といたします。

議案書は26ページからです。

それでは、議第43号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○村田正春委員 「第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。」の「（５）関係機関との連携に関すること。」とあります。この関係機関というのはどのようなもの、例えば。挙げていただけますか。

○荒井 健子ども支援課長 ありがとうございます。

関係機関、最もふだん連携するのは、私ども子ども支援課になります。そのほかにも、教育支援センターにはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーもおりますので、ただ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは焼津チャレンジにふだんいるものですから、定期的に集まったりして、そういったところと連携を取って、必要に応じて、例えば福祉的な支援が必要であれば家庭支援課も入っていただいたりという形で、関係機関と連携を取るようにしております。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○村田正春委員 続いて、いいですか。

第4条の「（７）その他第1条の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事

業」とありますが、どのような事業を想定されていますか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 特に今回、東益津チャレンジでは、自然が豊かなところでもございますので、地域の方に入っていただいて様々な体験活動をしたりとか、そういったことを考えておりますので、子どもたちの社会的自立のために、そういった地域の方にボランティアに入っていただいて体験活動等をするような、そういった事業を考えております。

以上です。

○村田正春**委員** ありがとうございます。

地域の方と東益津地区の活動をされている方、結構、東益津地区って以前から活動されている団体があると聞いていますが、あと、学校のコミュニティスクール、そういう方たちとの連携も、当然考えていらっしゃるということでよろしいですか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 具体的にこの団体だけというふうに考えているわけではありませんが、子どもたちのニーズに応じまして、チャレンジ教室に行く子どもたちがこういうことをしたいと言ったときに、そういったことに強い地域の方を探して、もちろんコミュニティスクール等を通じて、子どもたちがこういうことをしたいと言っているのでこういうことに詳しい方はいらっしゃいますかみたいなことを聞いた上で、そういったことに挑戦させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村松幸昌**委員長** ほかにありますか。

○増井好典**委員** 一番下の「第5条 センターに必要な職員を置く。」とあります。若干これ、条例の制定から離れちゃうかもしれないですけど、3名の職員の方で、24名の方を対象に運営をしていくという目安、1人当たり8人ですよね。この3名の職員の方が、例えば急な病気になったりとか、あるいは何らかの事故があって出勤できない場合ということ、長い間想定はできると思うんですね。

この第5条の「センターに必要な職員を置く。」といった部分で、予備職員という言い方が正しいかどうかちょっと分からないですけれども、そういったものを置く可能性というのはあるんですか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 今のところ、予備の職員を置いておくほどの余裕はございませんで、3人のうち1人休んだら、何とかその日は2人で回していただく、どうしても無理であれば本課から誰かお手伝いに行くような形までは考えてございますが、予備の職員がというようなことまでは、今のところ考えてございません。

以上です。

○増井好典**委員** 単発で1日2日、ちょっとお休みというのは当然あると思います。それ以外にやはり長期になった場合、どういうようにしておくかというのを、この5条のこういった部分で、職員を置くというのはもう制定されるのであれば、こういった場合はこういうふうにしていくと言ったモチーフをある程度つくっておいたほうがいいのかというふうに思いますので。

要望になっちゃいますけど、よろしくお願いします。

○村松幸昌**委員長** ほかにありますか。

○杉田源太郎**副委員長** 第2条のところで、不登校の位置づけというんですか、30日とい

うようなことがありますけれども、この30日という日にちですか、それは確実にそれを超していないと駄目ということになりますか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 2条にございますように、「不登校児童生徒及びこれに準ずる者」としておりますので、必ずしも30日欠席していなければチャレンジ教室に行けないというふうには考えておりませんで、学校にかなり行っているんだけどチャレンジ教室のほうにも行きたいというような要望があれば、その状況に応じて相談して対応していきたいと思っております。

○杉田源太郎**副委員長** その前に、ちょっとお伺いしたいことがあったんですけど、「準ずる」というときに、学校と相談をしていったときに、日数の何か線引きみたいなというのは何かあるんですか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 今のところ、特別、何日以上休んでいなければというふうな線引きは考えておりません。それぞれの不登校児童・生徒というか、学校を休んでいる児童・生徒によって、事情も家庭環境も違うと思いますので、それぞれの状況に応じてケース・バイ・ケースで判断していきたいと考えております。

○杉田源太郎**副委員長** その関係になると思うんですけど、第4条のところで、「(6) 不登校に係る情報の収集及び提供に関すること。」というのがあります。このところをちょっと具体的に教えてください。

○荒井 健子**子ども支援課長** まず、不登校に関する情報の提供というものに関しましては、それぞれの学校でチャレンジ教室に行った日は、出席簿は欠席なんですが出席扱い、指導要録上出席という扱いになりますので、毎回何日に出席しましたというふうなことをそれぞれの学校に提供しております。

収集に関しましては、そういったものを送ったときに、学校のほうから、例えば学校のほうにも何日に行っているようなお子さんもいらっしゃいますので、そういった情報をチャレンジ教室のほうにもいただきまして、チャレンジ教室での支援にも活かしていくというような形で、情報の収集提供等を行っているところです。

○杉田源太郎**副委員長** 今のお答えの中で、あくまでも情報の提供あるいは収集というのは、学校とのやり取りだけということによろしいですか。

○荒井 健子**子ども支援課長** 主に学校になりますが、要対協、要保護児童対策地域協議会等でも、必要に応じて不登校の児童・生徒の状況について、情報提供したり収集したりしております。

○杉田源太郎**副委員長** 了解です。

○村松幸昌**委員長** ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌**委員長** ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌**委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第43号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第43号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、学校福祉部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。よろしくお願いします。

これで、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（１０：３４）